

## ■ 入札制度改正のお知らせ

「松本市の契約に関する方針」に基づき、本市の建設工事における最低制限価格制度の改正を行います。

### ■【改正の内容】

#### ●最低制限価格の設定基準の改正

※平成28年6月1日以後に行う入札の公告又は通知に係るものから適用します。

本市の基準				
区分	改正前		改正後	
設定基準	設計金額における次の①～④に掲げる額の合計額に100分の108を乗じて得た額とする。 ①直接工事費×0.95 ②共通仮設費×0.90 ③現場管理費×0.80 ④一般管理費×0.55 ※ 次の範囲内で設定		設計金額における次の①～④に掲げる額の合計額に100分の108を乗じて得た額とする。 ①直接工事費×0.95 ②共通仮設費×0.90 ③現場管理費×0.90 ④一般管理費×0.55 ※ 次の範囲内で設定	
上限・下限値	2億円未満	予定価格の87.5～92.5%	2億円未満	予定価格の87.5～92.5%
	2億円以上	予定価格の82.5～87.5%	2億円以上	予定価格の82.5～87.5%
	ただし、契約管財課長等が必要と認めるものについては、予定価格の7/10～9/10の範囲内とすることができる。		ただし、契約管財課長等が必要と認めるものについては、予定価格の7/10～9/10の範囲内とすることができる。	

※低入札価格調査制度における設定基準も同様となります。